

（開会）15：02

中村座長

それでは、協議会を始めさせていただきます。

前回、条例案についていろいろと御意見があって、その御意見を参考にこういうふうに直したらどうかということで、それぞれの担当の方の御意見をこの条例案の上段に書かせていただいておりますので、そのことについて各担当の方に御説明をいただいて、皆さん方の御意見を聞きたいと思います。

まず、島議員のほうからよろしくお願いします。

島 議員

（条例案に基づき説明）

中村座長

それでは、皆さんお気づきの点で、何か御意見はございますか。

芝本議員

基本理念の第3条について「努めましょう」となっていますが、次の「自助」「共助」「公助」の項目については、「守ること」「推進すること」となっています。自助の理念については「守りましょう」なのかなど。共助と公助については公的なことなので「守ること」「推進すること」でいいのかなど。ただ、最初に「努めましょう」と、これは自助、共助、公助すべてにかかってきますので、何をもって「ですます調」にするのか決めておいたほうが——次のページを見ても、「行う」とか「講ずる」とありますが、何かルールを決めておかないと、見えて違和感があるんです。

山本議員

今おっしゃった意見については、次に掲げる理念を基本として努めましょうということで、その下に理念が書いてあります。理念とは何かと言うと、市民及び事業者が自己の責任により、「自らの安全は自らが守ること」ということなので、理念に「ですます調」を使うのは日本語的におかしいということで、その3項目については一切手を加えてないということです。その理念を踏まえて努めましょうなので……。

芝本議員

自助のところに関してはそういうふうに表現するのかと思ったので——わかりました。

山本議員

第5条の各項目についても、同じ意味なので、「〇〇する」ということに「努めましょう」ということお考えをいただければと思います。

中村座長

それぞれ個別のことについて御意見がなければ、全体を「ですます調」でするのか、それ

とも従前の条例と同じ「である調」にするのか、これは皆さんの御意見を聞いて決めたいと思いますが、どうですか。理念条例であり、市民に対して呼びかけということも含まれているということであれば、「ですます調」のほうが柔らかくていいのかなと思いますし、条例であるということからすると「である調」で締めたほうがいいのではないかと。両方の意見があると思いますが、皆さんの御意見があればお聞きしたいと思います。

幸前議事調査課長

以前から何度も申し上げていますが、最終的には和歌山市の条例になります。これは皆さん御承知のとおりです。

中村座長

今、幸前課長のほうから意見がありましたが、牧瀬講師の話を聞いたり、条例制定について本で勉強したりすると、どちらでもいいような感じがします。

山本議員

本来、法律や条例というものは格調高くあるべきものというのがこれまでの考え方であったと思いますが、あえて今回、議会がつくると。そもそも議会とは市民の代表であることからすると、もっと市民におりていくべきであろうと。そして最初につくった条例がいかにか市民に近いということがポイントではないのかなと。そこが当局が出してくる条例との大きな差ではないかという考え方なので、ぜひ一度——中身的には「ですます調」と「である調」が混在して、対象とする人がだれかということによって使い分けをしているという条例は、おそらく見当たらないと思いますので、新しい取り組みとしてそういった考え方をしっかりと持っていれば、このまま進めたほうがいいのではないかと思います。

渡辺議員

条例というのは、あくまでも国が決めた法律と同じように行政に対しても縛りをかけるし、市民に対しても一定の拘束力を持つ性格がありますので、呼びかけるということはあっても構わないと思いますが、条例の条文というものは厳格であるべきではないかと思いますので、「ですます調」でいけば柔らかい表現になるとのことですが、柔らかい表現であろうとなかろうと、市民に対して、あるいは当局に対して一定の拘束力を持つものが条例ですので、厳格な表現が求められるのではないかと思います。前文の中での呼びかけ、あるいは市民の皆さんへというアピールをつけて出すのであれば、それは柔らかい表現で構わないと思いますが、やはり条例は条例たる表現が必要ではないかと思います。

園内議員

前文で「ですます調」というのは違和感はないですが、公助の部分で「市は〇〇しなければならない。」というところを「〇〇しなければなりません。」という感じになるんですか。いま一つ説得力がないというか——表現の使い方を分けるということではないんですよね。

山本議員

「ですます調」案を見ていただいたら、公助の部分は一切手はつけていないので、公の部分については、当局に対してしなさいと、先ほど見ていただいた部分で、第4条の「地域防災計画への反映」という部分では、対市の防災会議なので、ここは「させなければならない。」という表現にしています。結局、対象者がだれであるかということによってきっちりを使い分けをするということを、今回初めてするという点ではかなり画期的ではないかというふうに思います。

島 議員

この条例は我々がつくるのだから——文章的にそごがあるとか、誤解を与える等の問題があればいけません、表現や内容については我々がリーダーシップを取って、こういう表現にするんだということについて全議員の了承が得られれば、そのほうが議会がつくる条例としてふさわしいと思います。

中村座長

今、事務局から和歌山市公用文の表記等に関する規定という文書が届きましたが、その第5条に「公用文の文体は、例規文については『である』体を用い、一般文については『ます』体を用いるものとする。ただし、一般文のうち契約関係文については、『である』体を用いるものとする。」それと、「文語調の表現は避けること。」となっています。

島 議員

それは、この条例にも適用されますか。

幸前課長

例規文書ということで……。

渡辺議員

市の持っている条例とある程度、整合させておくほうがいいと思います。議会がつくるからいいのではないかという論法があつたとしても、対外的に見た場合に、整合性が要するというふうに思います。

中村座長

規定なので、条例の下に来るものだと思いますが、この条例は公用文ということであれば、この規定に従うべきかと思いますが……。

島 議員

この規定を遵守しなければいけないのか、それともこの規定を変えてでも「ですます調」の表現でいくのか……。

一応、行政機関としては、公用文書としてはこういう文書でという縛りをかけて、こういうものがありますということは事務局が最初に言うべきです。我々は新しい表現で条文をつくるためにやっているわけですから。

芝本議員

前回、2つの案をつくってきましょうということで終わっていましたが、本来であれば前回の時点で気づいていればよかったのですが、つくってもらった方には申しわけありませんが、その規定を踏まえてできるかできないかを考えていかないと仕方がないと思います。

中村座長

一般的な考え方であればこの規定があるということであれば「ですます調」は——それを超えてまでやるか、あるいは規定を変えてもらってやるかということになると思うので、それは、強引にやれば議会の議決を経て決めるわけですから別にいいと思いますが、そういうあつれきを起こしてまでするほどの値打ちがあるかどうかということも踏まえて考えていく必要があるのではないかとということで、これについては後に回したいと思います。

次に、共助についての説明を山本議員にお願いしたいと思います。

山本議員

（条例案に基づき説明）

中村座長

第12条第2項についてはどうでしょうか。

山本議員

「市長は」だと、ここに出てくるのがおかしいということだったので、主語を事業者にして、事業者がどうするべきかという形で御指摘をいただいたのでそのように変えさせていただきました。

中村座長

この、市長に報告という部分を提案というふうに変えてはどうですか。

山本議員

表現方法については、どちらにしる市側が、事業者がどういうことができるのかを知っておいてほしいという形なので、提案であろうと報告であろうと——報告だと義務的な感じがするので、提案のほうが積極的に協力してくれるという感じがしていいのかなと思いますので、その辺の表現は適切なものに変えていただければと思います。

中村座長

ほかに御意見はありませんか。

園内議員

話が前後して申しわけありませんが、前文の中の表現の方法ですが、「人口の爆発的な増加」とありますが、これは、今、少子化と言われている中で「人口の爆発的な増加」というのは

——人類が始まってから爆発的な増加はしていますが……。

中村座長

これは地球規模の話であって、この100年で人口がすごく増加しているということの中で資源を食いつぶしているということを書いていると思いますが、爆発的よりも適当な言葉はありますか。いい表現があれば検討するということですのでよろしくお願いします。

園内議員

もう一つ、災害の定義についてですが、これについては第25条の土砂災害の関係でかわってきますが、できたらこの災害の定義を自然災害だけにとどまらず、人為的な災害を含めていただけたらと思うんです。どう変えたらという話になってきますが、私の考えたものですが、要するに人為的な原因を災害の中に入れてほしいと思うんです。

「地震や津波、豪雨などの自然現象の変化、あるいは人為的な原因などによって人命や社会生活に対して生じる被害をいう。」ということで、もともとは「その他の異常な自然現象により生ずる被害」とありますが、人為的な被害というのは、和歌山市には花王や住金があって、原発に関しても原子力発電所がある場所だけに限らず、核燃料の輸送というのは、名神高速も阪神高速も通るわけで、もしそのときに何らかの事故があれば核燃料の飛散ということにもなってくるわけで、その辺は人為的な原因にもなるし、チェルノブイリの事故についても自然災害ではなく人為的な事故で起こっています。そういったことで、災害に人為的な部分も入れていただけたらと思いますので、御検討いただけたらと思います。

中村座長

当初はそういうことも考えましたが、そうなるっていくと、火災、爆発等いっぱい出てきて焦点が絞きれないので、今、我々が心配しているのが自然災害なので、災害の定義については焦点を絞ったほうが作りやすいと。それから危険物や高圧ガス等については別の法律があって、それに基づいての条例がありますので——結果として人為的と言われるかもしれませんが、自然現象が原因で災害が起こるということに絞っておいたほうがいいのではないかと思います。

園内議員

災害対策基本法についても、災害については自然災害だけに偏っていないというか……。

中村座長

前文を読んでいただいても、地震を中心とした自然災害ということで、人為的なものが入ってくると……。

園内議員

和歌山市地域防災計画には対象とする災害ということで、「災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害のうち、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質（原子力は除く）の大量の放出、多数の者の遭

難を伴う船舶の沈没、その他大規模な事故とする。」ということで、あらゆる災害を対象として地域防災計画がつけられていると。これは災害対策基本法に基づいてつけられているわけで、この条例でもう少し詳しく自助、共助、公助を分けてこの計画を補完していくという感じなので、入れておいても問題がないように思いますがいかがですか。

例えば、住金で爆発が起こって、粉じんが飛散して、至る所に有害物質が飛散したと、その場合にこの条例は適用しませんということはちょっと言いにくいと思います。もちろん対策はすると思いますが、やっぱりこの条例が法的根拠になっているということを……。

中村座長

他市の条例では、そこまで広がっていますか。私が見た条例では、そこまで広げてないと思います。そういった部分についてはかなり専門的になってきますし……。

尾崎副座長

御提言いただいたことにして、一たん保留にしておきませんか。

園内議員

災害時要援護者についても、例えば、住金で爆発が起こっても関係ないのかと。

尾崎副座長

住金だけに限らず、災害というのは——おっしゃられていることも一理ありますし、座長がずっと温めてきた中での、当初計画をする中で少しぼやけてしまうというところで除かれたということもあると思うので。

園内議員

これを入れたからといって、条文の中で爆発物をうたわないといけないというところではないと思います。それは検討事項ということでお願いします。

渡辺議員

市の責務、議会の責務について、事務局に伺いたいのですが、「市民等、国、県及び他の地方公共団体」という並べ方、もう一つ、その下の「議会は、市、国及び県への働きかけを行い」となっていますが、この並びの順番はこれでいいのですか。

中村座長

これについては、公助になりますので。——では、公助について園内議員お願いします。

園内議員

（条例案に基づき説明）

中村座長

第25条で土砂災害対策ということがあって、加太地区等で集中豪雨があって土砂災害が

あったというようなことが想定されるので、入れてはどうかというような御意見がありますが、余りこれを入れているところがなくて、岡崎市の場合、岡崎市が合併したときに山間部の人たちが——何年か前に土砂災害が起こったということがあって、土砂災害の条文はないのかという意見があって、急遽、条文を追加したということがありますが、ほとんどのところは土砂災害対策は入れていませんがどうですか。

尾崎副座長

和歌山市でいうと、和田川のはんらん等がありますが……。

松本議員

災害の中に含まれているということではないのですか。

園内議員

防災計画の中にも土砂災害の対策がうたわれているので、あえてここに入れなくてもということも考えられますが、そんなことを言っていたら全部そうなりますので、あえて入れておいてもいいのではないかと思っています。土砂災害を入れると災害の定義の中に入るのか入らないのかという微妙なところも考えられますが。

山本議員

定義上から言うと、豪雨とか洪水が入っているので、土砂災害だけが突然起こるということは少ないと思うので、雨が降りすぎて吸収できずに起こったという流れがあるので、「自然現象により生ずる被害」という部分に含まれるのかという気はします。

中村座長

津波や豪雨があった場合に、浸水、はんらん等が起こってくる一貫として土砂災害があるということで、土砂災害があればはんらん、浸水等の対策となってくると、收拾がつかなくなってくると思いますし、岡崎市でも当初の案にはなかったと思うんです。住民の意見を反映させなければならないということで入れたと思いますけれども。

園内議員

災害はできるだけ幅広く受けておいたほうがいいのかという意味も含めて言わせていただきましたが。

松本議員

最初に言われていましたが、別になくても大丈夫そうな気がします。

園内議員

災害の定義が変われば、こういったことも含まれてしまうので……。

中村座長

一応、削除するということよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

ほかに、御意見はありませんか。

芝本議員

一つ確認してよろしいですか。

第19条ですが、ボランティア活動の支援ということで、これはここに入るのかどうかわかりませんが、外部からのボランティアの方々の受け入れ体制についてもここに入ってくると思います。

園内議員

ボランティアすべてという意味です。もちろん地元の方のボランティア、市外からのボランティアも含めてです。

芝本議員

ただ、「平常時から幅広い組織づくりの推進」と書いてあるので、基本的には地域のボランティア活動に対する呼びかけなのかというイメージがあったんです。ですから、これでいいのかもしれませんが、外部からの——これが復旧等の話にもなってくるので、ここに入るのかどうかということもありますが、たまたまそういうことも含まれているのではないのかと思ったので、もし含まれているのであれば、もう少し言葉をつけたほうがわかりやすいと思います。おそらく今の市の体制では、2日目、3日目に外部から来るボランティア団体に対する対策や対応は考えていないと思うんです。だから、もし園内議員が考えられているものにそういった方が含まれているということであれば、もう少し言葉を足したほうがわかりやすいのではないかと思います。

園内議員

ボランティアの組織づくりというのは——県外から来るボランティア団体のような——個別の方もいらっしゃると思いますが、そういうのも含めての組織づくりというふうに考えていただいてもいいのかなど。ちょっとこの部分はわかりにくいですね。

中村座長

災害時における外部からのボランティア団体の受け入れを調整するようにする体制ということで、これであれば、市内のボランティア組織をちゃんとやっていきたいと思います。やっぱり外部からのということも——これは災害にならないと来ないわけで、災害時における受け入れ体制をちゃんとすると。

園内議員

同条第2項の取り方によって、ボランティアコーディネーターというのがあって、コーディネーターというのは、結局、人も物も外部からの受け入れをコーディネートする方ということになってくるので、その辺の要請とその他の支援ということで、その部分が含まれてい



ると言っても……。

芝本議員

それか、同条第3項に外部からのボランティア団体の受け入れ体制についての条文を追加してもいいのかなと思います。

園内議員

外部からのという表現をしたほうがわかりやすいですかね。

芝本議員

同条第3項に追加してはどうかと思います。

園内議員

一度、検討させていただきます。

渡辺議員

確認ですが、リーダーという表現がありますが、リーダーという表現、それからボランティアという表現、それからボランティアコーディネーターという表現、それからハザードマップという表現、これは条例上どうですか。これは意味がわかって皆さんは話をされているのはわかりますが、条例上では片仮名の表現は入っているのですか。ボランティアというのは抽象的な表現です。それが条例上に入ったものはあるのですか。リーダーというのは、例えば、指導者や指揮者ということになっていると思いますが、我々の間では大体わかりますが、一般的にはどうですか。ボランティアコーディネーターという表現を使って理解してもらえるのかということです。

園内議員

リーダーやボランティアコーディネーターというのは、固有名詞なので。

中村座長

施策の中に、防災リーダーやボランティアコーディネーター等の表現があれば別に使ってもいいと思います。

渡辺議員

我々はわかると思いますが、例えば、ハザードマップという言葉は我々の中では常識かもしれませんが、それはどうなのかということです。

尾崎副座長

ハザードマップについては各戸に配っていますから。

渡辺議員

片仮名の表現を条例で使うのはどうかということです。

山本議員

使うなどと言われても、表現の言いかえが物すごく難しいと思います。被害想定図というように変更しても……。

中村座長

それをすると余計にわからなくなると思います。

渡辺議員

片仮名の表現を使っているものは今の和歌山市の条例の中にあるのかということを知っているのです。

松本議員

最終的に法制に上げたときに判断していただくということでどうですか。

渡辺議員

わかりました。ちょっと違和感を持ったので……。

尾崎副座長

お話を聞かせていただいて、いろいろとよくまとめていただいたということで、非常に敬意を表させていただきたいと思います。「ですます調」であったりいろいろと課題はありますが、おおむねよくできてきているというところが個人的な感想ですが、あと法制の関係でこういう条文が出てきたりと、いろいろとすり合わせをしていかなければならないのかと思います。それと同時に地域防災計画があって、当局側とすり合わせをすることによって、今やっている議論と違う角度から意見も出てくると思いますし、それを補完していくための条例になってくると思うので、余りたくさんで議論してもいけないので、一度座長に預けて、そして当局側とすり合わせをしていただければいいのかと思いますが、いかがですか。

中村座長

「ですます調」にするのか「である調」にするのかということと、災害の定義の中に人為的災害を入れるのかどうかということの2点については結構大事なことだと思いますので、園内議員に人為的な原因を災害の定義に入れた場合に、人為的な原因とは何かと聞かれたら先ほど言われ住金等の事故と説明して、それに対する何らかの対応をこの条例に記載しているのかと言われるとちょっと困ると思うので、それについては別の法律や条例にありますよということになるので、その辺をもう少し検討すべきではないかということが一つ。それと「ですます調」と「である調」について、島議員と山本議員が主張されている「ですます調」という部分で、市民と同じ目線に立つとなかなか新鮮な条例になるのではないかという御意見がありますので、その2つについては一任されても困るかなということがあります。

尾崎副座長

一度、地域防災計画を担当している部局と協議してはどうですか。

中村座長

「ですます調」か「である調」であるかについては、担当部局では対応できないと思います。

尾崎副座長

それはここにこういうものがあって、どれだけの効力があるのかということ……。

島 議員

その解釈のことで、先ほど幸前課長が言われたのは、和歌山市公用文の表記等に関する規定の一部を強調しただけのことで、条文を読ませていただくと、そういったことは一つも書かれていません。ちょっと皆さん見てください。この規定の1ページ、第6条で「公用文においては、統一のとれた適切な用語を用いるものとする。」となっていて、第2項で「堅苦しい用語等を避け、易しい用語を用いるものとする。」となっています。これについて、幸前課長は言われませんでした。それから、第7条で「公用文においては、句読点その他の符号を適切に用い、読みやすく、理解しやすいものにするものとする。」これについても課長は言われませんでした。こういった文言があるのだから、「ですます調」がだめという論法にはならないのではないですか。

幸前課長

第5条を見ていただけますか。「公用文の文体は、例規文については『である』体を用い、一般文については『ます』体を用いるものとする。」となっておりまして、これは条例であるので例規文であります。ということは、「である体」ということになります。

島 議員

そうしたら、公用文ではそういった表現を避けることとなっています。これはやっつてはだめだとは書いていません。

尾崎副座長

一般文書をつくるのは「ですます調」という解釈でいいのですか。

幸前課長

はい、そのとおりです。

松本議員

条例以外のものということですね。

島 議員

「例規文については『である』体を用い」と、問題になるのはこの一文ということですね。これは規定していますので、変えるのであればこれをということですか。

幸前課長

これについては、法制に確認して最近わかったことです。

島 議員

規定では避けることとなっていて、別にやったらだめだということは規定されていませんし、堅苦しい用語を避けて、易しい用語を——これは公用文のことです。言われるとおりの例規文ではありませんので……。

幸前課長

秋田市等では、公用文に「である調」を用いなさいというものはないんです。だから「ですます調」や「である調」がまじっていたりするんです。

島 議員

和歌山市でもこの規定を変えて——『である』体を用い」という部分を取ってしまうとか、これを変えれば問題ないということですか。どうしてもこの意志を通したいのであれば。

中村座長

本来は、和歌山市議会公用文の表記の規定をつくったらいわけですか。

幸前課長

結局は、議会でもつくっても和歌山市の条例になってしまうということですか。

島 議員

それを変えてまで意志を通すかどうかということですね。

尾崎副座長

皆さんが思われている、市民にわかりやすいというところはパンフレットでやっていけると思うんです。要は、地域防災計画の補完をして、実のあるものしていくための条例案でなければいけないと、多分、ここが肝だと思うので、これだけ集まっているいろいろな知恵が出てきたり、いろいろ議論していただいて、そしてまたプラスの部分も出てくると思いますので、大変重責だと思いますが、座長に一任してということはどうですか。

中村座長

今、副座長が言われましたが、一たん、正副座長で預かって、検討して、原案者である3名の御意見を聞きながらまとめるということにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

（「はい」との声）

それでは、そのようにさせていただきます。

次回の協議会については、後日、調整させていただきます。  
それでは、本日の協議会を終了したいと思います。

（終了） 16：24